

独立監査人の監査報告書

平成17年4月25日

KDDI株式会社
取締役会御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 松 永 幸 廣 ㊟
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 高 津 靖 史 ㊟
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 味 谷 祐 司 ㊟
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 轟 茂 道 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、KDDI株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第21期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従いKDDI株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より固定資産に減損会計を適用しているが、この変更は「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が平成16年3月31日に終了する営業年度から適用できることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第21期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成17年4月28日

KDDI株式会社 監査役会

常勤監査役 日 沖 昭 ㊟
常勤監査役 辻 吉 昭 ㊟
監 査 役 石 田 秀 樹 ㊟
監 査 役 渡 辺 捷 昭 ㊟

(注) 常勤監査役辻 吉昭、監査役石田 秀樹及び監査役渡辺 捷昭は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。